

# 子どもの貧困を根絶していくために

座長：木下 真（日本子ども学会事務局長）

## 【シンポジウムプログラム】

- **子どもの貧困を議論する視点**  
松本伊智朗（北海道大学大学院教育学研究員教授）
- **子どもの貧困と就学援助制度——失われた教育の機会均等**  
鷹 咲子（参議院企画調整室調査員・早稲田大学非常勤講師）
- **子ども若者の貧困と地域・学校**  
青砥 恭（彩の国 子ども・若者支援ネットワーク代表理事、明治大学・埼玉大学講師）
- **子どもの貧困と健康保険**  
森岡俊介（日本歯科医師会理事）

2008年頃から貧困の連鎖を断ち切るには、子どもの貧困を根絶することが不可欠だという考え方が広がっている。しかし、その惨状については声高に叫ばれているが、子どもの貧困についての調査研究の蓄積はまだ少なく、解説策につながるような解析が十分なされていないとはいいたい。

北海道大学の松本伊智朗教授は、「問題点の指摘は、ときに『貧しい家庭の子どもはダメだ』というメッセージに転嫁しやすく、当事者の家族と子どもをより追い込み、希望と尊厳を奪いかねない。また、貧困の渦中にいる人たちの`あきらめ、と、中間層以上の`競争、の激化を同時に招き、社会がすさむことにもなる」と指摘する。私たちは、掛け声だけではなく、貧困の実態とはどのようなものか、どのような層にそれが集中しているのか、支援に必要なものは何なのかをしっかりと調査データに基づき、見極めていかなければならない。

参議院企画調査室調査員の鷹 咲子氏は、就学援助制度の現状分析により、子どもたちの機会均等が損なわれている実態を報告した。また、彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表理事の青砥 恭氏は、貧困の影響の大きい高校中退者について事例に基づき紹介した。日本歯科医師会理事の森岡俊介氏は、子どもの貧困と健康保険について、さらに虐待の問題まで含めて、医師の立場からの問題提起を行った。

振り返ってみると、たとえ高度成長期であったとしても、貧困家庭に育つ子どもはつねに一定数いたはずである。子どもの貧困から研究者や教育者が目を背けることなく、経済状況のいかにかわらなく、いついかなるときにも課題に向き合う、そういう社会を作っていく必要があるだろう。

## ▶ Pick Up

### 子どもの貧困と就学援助制度 ——失われた教育の機会均等

就学援助と生活保護を受けている小中学生の合計は、この10年間で実数、公立小中学校児童生徒数に占める割合ともに2倍前後に増加した。全国で約7人に1人の小中学生（約144万人）が、企業の倒産やリストラ等経済環境の変化と、離婚等による母子・父子家庭の増加などの理由により就学困難と認められている。

就学援助は従来2分の1が国負担の上限であったが、三位一体改革で一般財源化され、認定基準の厳格化、支給額の減額が行われている。

憲法は義務教育の無償を定めているが、内実は授業料不徴収および教科書無償交付のみで、実際は学校に通うと様々な費用がかかる。例えば、学校給食費は、全体の1%に当たる全国約10万件が未納となっている（年間総額22億円）。保護者としての責任感や規範意識も原因とされるが、生活保護や就学援助の受給資格を有しながら申請を行っていない例が含まれる。

憲法で保障された基本的人権の水準であるナショナル・ミニマムを確保するためには、子どもの貧困に対応すべき就学援助制度が市町村の裁量に任されている現状を再考し、失われた教育の機会均等を回復することが必要である。給食費の未納割合が高いのに、就学援助率が低い自治体では、制度の運用の検証が必要である。公立中学の完全給食実施も地域差が大きい。高校卒業までの学習条件の整備と公立中学校での完全給食の実施は、国民の支持も高く、特に優先すべき課題である。（鷹 咲子）